

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

法案概要

- 人事院は令和3年8月10日、官民比較に基づき、一般職の国家公務員のボーナス改定（引下げ）について、国会及び内閣に対し勧告（月例給については、改定の必要なしとの報告）
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

1 特別給（ボーナス）の改定

一般の職員 年間4.45月分 → 4.30月分（0.15月分引下げ）

指定職職員 年間3.35月分 → 3.25月分（0.10月分引下げ）

※ 昨年12月ボーナス引下げ相当額は本年6月ボーナスで調整

2 施行期日 公布の日